

## 基本目標

すべての市民が、住み慣れた地域のなかで、自分らしく、自立した生活を営むことができる社会を築くため、その基盤となる福祉・保健・医療に関する施策の一層の推進を図ります。安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、高齢者や障がいのある人など生活支援を必要とする人々が、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、自助、共助、公助の相互の連携をとりあい、地域社会が一体となるまちづくりを進めます。

### 第1節 市民の暮らしを支える福祉の充実

- 1 地域福祉
- 2 子育て支援
- 3 ひとり親家庭の自立支援
- 4 障がい者福祉
- 5 高齢者福祉
- 6 生活困窮者支援

### 第2節 健康づくりのための保健・医療の充実

- 1 健康増進
- 2 地域医療
- 3 福祉医療

### 第3節 安心を確保する社会保障制度の啓発

- 1 国民健康保険
- 2 国民年金

## 1 地域福祉

### ■ 現況と課題

- 本市では、「一人ひとりが思いやり 心ふれあう めくもりのまち」を地域福祉の基本理念とし、年齢や障がいの有無にかかわらず、家庭や地域のなかで安心した生活が送られるよう、行政はもとより、市民や各種団体などが協働して地域福祉を推進しています。
- 少子高齢化の進展、市民の意識や価値観の変化、市民ニーズが高度化、複雑化するなか、地域福祉計画策定にあたって行った地区別懇談会で、高齢者、子ども、障がい者やコミュニティなどの多くの課題が明らかになりました。
- それらをふまえ、さらなる地域福祉の推進をめざして、市民と行政、関係機関・団体の役割と連携・協働を進めていくことが課題となっています。

### ■ 施策の目標

一人ひとりが個人としての尊厳をもち、家庭や地域で安心した生活ができるように地域福祉の取り組みを推進します。地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心をもちながら、支えあいや助けあうことができる「めくもりのまち」の実現をめざします。地域の生活課題に対応できる情報提供や担い手づくり・拠点づくりを図ります。

### ■ 施策の方向

- ①福祉や地域に対する意識の向上
- ②情報提供の充実及び情報の共有化
- ③交流の促進とネットワークの構築
- ④福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり
- ⑤福祉サービス・制度の適切な利用促進
- ⑥安全で安心して暮らせる環境づくり

### ■ 計 画

- ①福祉や地域に対する意識の向上
  - 市民一人ひとりの相互理解により、地域の課題を自分たちの課題として受け止めるような意識の向上に取り組めます。
- ②情報提供の充実及び情報の共有化
  - 地域単位で活動する組織・団体や関係者等福祉の担い手への情報提供を充実するとともに、担い手間での情報の共有化に向けた仕組みづくりを推進します。
- ③交流の促進とネットワークの構築
  - 地域福祉活動を効果的に進めるために、福祉の担い手間の交流を促進するとともに、地域のつながり、市民のつながりの強化を図ります。
- ④福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり
  - 地域福祉活動をコーディネートする人材の確保・育成に努めます。

☆地域福祉活動を活性化するため、各地区の既存施設を活用するなど、地域福祉の拠点づくりに努めます。

⑤福祉サービス・制度の適切な利用促進

○福祉サービスや制度などの情報提供の充実を図り、安心して利用できるように、相談支援体制の充実や権利擁護の取組みを推進します。

⑥安全で安心して暮らせる環境づくり

○住みやすい生活環境の整備に向け、バリアフリー※1化やユニバーサルデザイン※2を推進するとともに、地域や福祉関係者の連携による防災マップづくり及び災害時要援護者避難支援プラン全体計画の整備など防災・防犯・安全対策の充実に努めます。

## まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
福祉サービス等の 利用等の満足度	18	65.7%	↗	↗

## 関連計画

◆高砂市地域福祉計画【2008年度（平成20年度）～2012年度（平成24年度）】

基本理念：一人ひとりが思いやり 心ふれあう めくもりのまち

※1 バリアフリー

障がいのある人が、社会生活を行ううえでの障壁（バリア）を除去すること。

※2 ユニバーサルデザイン

若い人もお年寄りも、障がいのある人もない人も、男性も女性も、右利き左利きも、外国の人も誰もが自由に公平な活動ができ、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。



## 2 子育て支援

### ■ 現況と課題

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等をふまえ、新たな子育て支援サービスの創設など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するため、2008年（平成20年）12月児童福祉法等の改正が行われました。
- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、地域共同体の機能が失われていくなか、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大しています。国では、地域の子育て支援拠点の整備等を推進しています。
- 本市では、「子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てができるまちをめざして」を基本理念とし、少子化対策、子育て支援の充実を推進しています。
- 今後は、急激な少子化や多様なニーズに対応する保育サービスの充実、幼保一体化に向けたソフト面の体制整備と施設面の整備、発達障がい児及び要保護児童の支援体制、子育て家庭への経済的支援、子育て支援ネットワークの構築など子育て支援策の充実、学童保育事業の充実が課題となっています。

### ■ 施策の目標

子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して育つことのできる環境づくりを推進します。また、家庭だけでなく、学校、地域、企業等社会全体が子育ての重要性を認識し、支えていく取組みを推進します。

子どもの最善の利益を第一に考え、一人のいじめも虐待もない社会、子どもが健やかに育っていける社会、孤独に悩む保護者を出さない社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる社会の実現をめざします。

### ■ 施策の方向

- ① 子育て家庭への支援
- ② 子育て支援のコミュニティ整備
- ③ 就労と子育ての両立支援
- ④ 健全育成に向けた教育の充実
- ⑤ 地域での生活環境の整備
- ⑥ 安心して子どもを生み、育てることのできる環境の整備

### ■ 計 画

- ① 子育て家庭への支援
  - ☆ 子育て相談の充実、情報機能の強化に向け、子育て支援センターの総合的な窓口化や児童虐待防止など子育て支援のネットワークづくりを推進します。
  - 子育てにかかる経済的負担の軽減に向け、手当や援助等の給付を推進します。

②子育て支援のコミュニティ整備

○子育てを支える地域活動の育成に向け、地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業等の活動を推進します。

③就労と子育ての両立支援

○子育てしやすい雇用環境の整備に向け、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和の実現）を推進します。

○多様な保育サービスの充実に向け、延長保育、一時保育等の充実に努めます。

☆望ましい保育・教育をめざし、保育所、幼稚園の統廃合・一体化等を推進します。

○学童保育事業の運営内容や環境の充実に努めます。

④健全育成に向けた教育の充実

○多様な体験、交流活動の推進に向け、高齢者との交流や乳幼児とのふれあい体験を推進します。

○学校と家庭、地域社会の連携に向け、施設の開放や、開かれた学校づくりに努めます。

⑤地域での生活環境の整備

○子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進に向け、自然とふれあえる環境整備を推進します。

○子どもの安全の確保に向け、危険を回避する生活についての普及啓発に努めます。

⑥安心して子どもを生み、育てることのできる環境の整備

○新生児等訪問指導や乳幼児相談等、母子保健医療体制の充実に努めるとともに、小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備等、地域医療体制の整備を推進します。

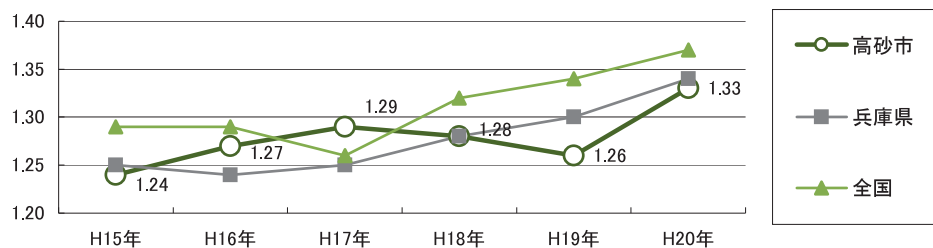
○障がい児保育・教育や療育器具の助成等により、障がいをもつ子どもとその親への支援体制の充実に努めます。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
合計特殊出生率※1	20	1.33人	▲	▲

資料：兵庫県統計年報及び高砂市住民基本台帳

合計特殊出生率の推移⇒



■関連計画

◆高砂市次世代育成支援後期行動計画【2010年度（平成22年度）～2014年度（平成26年度）】

基本理念：子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てができるまちをめざして

※1 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、女性の出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出して足し合わせ、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を求めたもの。

### 3 ひとり親家庭の自立支援

#### ■ 現況と課題

- ひとり親家庭は離婚などの増加により、現在では世帯の一類型となっています。
- ひとり親は、家事と生計をひとりで担っており、精神的にも肉体的にも負担が大きく、日常生活のなかで、様々な困難に直面しています。
- 本市のひとり親家庭が抱える問題を把握し、生活の安定と子どもの健やかな成長を願い、自立を支援する取組みを進めています。
- ひとり親家庭に対して、自立のための就業支援、安心して子育てと仕事を両立できる環境の整備、相談・情報提供の体制整備、関係する行政機関や団体との連携等を図る必要があります。

#### ■ 施策の目標

ひとり親家庭が抱える問題を把握し、自立かつ安定した生活のなかで、安心して子育てができる環境をつくるため、関係機関と連携し、相談・情報提供体制の充実等、総合的な自立支援を図ります。

#### ■ 施策の方向

- ①就業支援の充実
- ②子育て・生活支援の充実
- ③経済的支援の推進
- ④相談・情報提供体制の充実
- ⑤養育費確保の推進

#### ■ 計 画

- ①就業支援の充実
  - ☆就業相談や職業能力向上のための資格取得や技能習得の支援など、就業支援体制の整備を促進します。
- ②子育て・生活支援の充実
  - ☆保育サービスの充実や学童保育、ファミリーサポートセンター事業など、ひとり親家庭への子育て支援の充実を図ります。
- ③経済的支援の推進
  - 児童扶養手当の給付等により、経済的支援を行います。
  - 母子・寡婦福祉資金制度に関する情報提供と貸付の実施を行います。
- ④相談・情報提供体制の充実
  - 母子自立支援員による相談制度の拡充、法律相談等による相談体制の充実に努めます。
- ⑤養育費確保の推進
  - 養育費の確保に関する情報提供と広報・啓発活動を推進します。

## まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
自立支援事業利用による就労人数／母子家庭等の自立支援事業の利用者数	21	7人／12人 (12人中7人は就労、 4人は就学中)	↗	↗

### ■関連計画

◆高砂市母子家庭等自立促進計画【2009年度（平成21年度）～2013年度（平成25年度）】

基本理念：ひとり親家庭に対する「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立に向けた支援」に主眼を置き、ひとり親家庭になった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援します。



## 4 障がい者福祉

### ■ 現況と課題

- 「障害者権利条約※1」の早期批准に向け、関連国内法の制度改正及び整備が予定されています。
- 障害者自立支援法は、障がいの種別にかかわらず、一元的・全国統一的にサービスを提供する仕組みを創設したもので、これまでの福祉制度を抜本的に改正する内容であり、利用者負担の増額や報酬のあり方が変更されるなどにより混乱を招いていました。
- 今後、国による利用者の応能負担を原則とする制度や法の対象となる障がい範囲の見直しなど障害者自立支援法廃止後の「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定に伴い、障がい福祉サービスの見直しに適切に対応していく必要があります。

### ■ 施策の目標

障がいのある人が社会の一員として、いっさいの差別を受けることなく人権が尊重され、自己選択と自己決定をもとに社会活動に参加、参画し、住み慣れた地域で自立した生活がおくれる社会の構築をめざします。「ノーマライゼーション※2」「リハビリテーション※3」「共生社会」の実現を基本理念とし、さらなる障がい者の「完全参加と平等」の実現、障がい者の自立をめざします。

### ■ 施策の方向

- ①療育、保健・医療、教育の充実
- ②雇用・就労の支援
- ③生活環境の整備
- ④福祉サービスの充実
- ⑤総合的な推進

### ■ 計 画

- ①療育、保健・医療、教育の充実
  - 障がいの早期発見と早期療育の推進を図り、障がい者の保健・医療サービスを推進します。
  - 児童の就学前保育・教育の充実に向けた教育施策を推進するとともに、障がいのある人の成長に応じた生涯学習環境の充実を図ります。
- ②雇用・就労の支援
  - 障がい者の一般雇用の促進を図り、一般雇用が困難な人には福祉的就労施策を推進します。
  - 障がい者の就労支援のため、生活や訓練の場の充実を図ります。
- ③生活環境の整備
  - 福祉のまちづくりの推進に向け、障がいの有無にかかわらずすべての人に配慮したまちづくりや移動・交通手段を整備するとともに、外出を支援する施策の充実に努めます。
  - 障がいの種別・程度に応じて、身体や精神に障がいをもつ人に適切な災害・緊急体制の整備を図ります。



④福祉サービスの充実

○障がい福祉サービスや地域生活支援事業などのサービスの充実に努め、福祉サービスの利用促進を図ります。

⑤総合的な推進

☆すべての人が住み慣れた地域で安心して楽しく生活できる社会をめざし、バリアフリー※4、ノーマライゼーションや共生の考え方の啓発と福祉教育を推進します。

○情報提供と相談体制の充実に努め、地域・ボランティア活動を推進するなど、障がい者に配慮した環境整備に向けた施策の円滑な推進を図ります。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
障がい者福祉サービス利用者数	21	4,195人	↗	↗

■関連計画

◆高砂市障害者計画【2007年度（平成17年度）～2011年度（平成23年度）】

基本理念：「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生社会」

◆高砂市障害福祉計画【2009年度（平成21年度）～2011年度（平成23年度）】

基本方針：①地域生活を支援する体制の確保、②就労支援施策の充実、③相談支援事業の充実、④高砂市障害者自立支援ネットワーク会議の設置

※1 障害者権利条約

2006年（平成16年）12月、国連総会で採択された条約で、障がい者への差別を禁止し、社会参加の権利を広く認めた初めての国際的な取り決め。

※2 ノーマライゼーション

障がいのある人の人権を認め、取り巻いている環境を変えることにより、健常者と同様な生活が送れる社会をつくりあげていくこと。

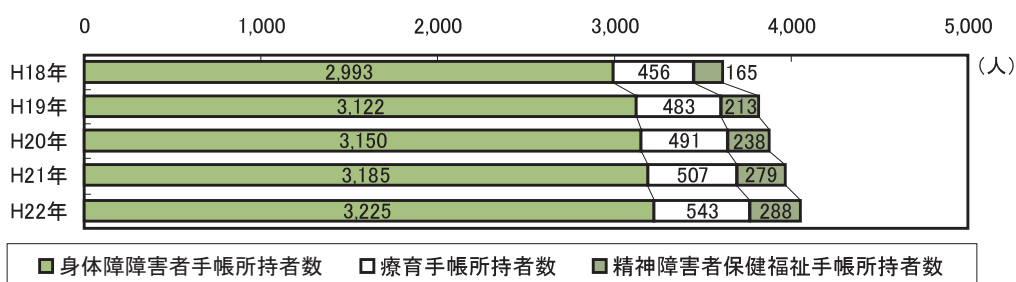
※3 リハビリテーション

身体的、精神的、社会的に最も適した生活水準の達成を可能とすることによって、各人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ、時間を限定した過程であること。

※4 バリアフリー

障がいのある人が、社会生活を行う上での障壁（バリア）を除去すること。

▼障害者手帳所持者数



## 5 高齢者福祉

### ■ 現況と課題

- 2000年（平成12年）4月に創設された介護保険制度は、2006年（平成18年）に制度改革が実施され、「高齢者の自立支援」を基本理念に、利用者本位のサービス改革の推進、在宅ケアの推進、地方分権の推進を徹底するとともに、「介護予防の推進」「認知症ケアの推進」「地域ケア体制の整備」という課題への取組みが図られてきました。
- 高齢者の福祉施策において、高齢者の自立支援と持続可能な介護保険運営をめざし、早期からの健康増進の推進、総合的・継続的な介護予防の推進、在宅重視の介護サービスの充実に取り組む必要があります。
- 高齢者が増加していくなか、介護予防、包括的ケア※1の一層の推進が課題となっており、介護給付の適正化や介護保険事業にかかわる評価の充実に求められています。
- また、高齢者虐待防止、認知症高齢者対策の体制整備が課題となっています。

### ■ 施策の目標

高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、健康の保持・増進と生活の安定を支援する環境づくりに取り組めます。介護の質の充実に図るとともに、就労機会、社会的活動に参加する機会が得られ、社会を構成する重要な一員として尊重され、自立と連帯の精神に立脚した地域社会を整備します。持続可能な介護制度の構築に向けた取組みを図ります。

### ■ 施策の方向

- ①安心できる介護サービスの提供
- ②総合的な介護予防の推進
- ③地域ケア体制の整備
- ④介護保険事業の円滑な運営
- ⑤自立を支える福祉サービスの提供
- ⑥社会参加と交流の促進

### ■ 計 画

- ①安心できる介護サービスの提供
  - 地域密着型サービス※2や居宅サービスなど、在宅サービスの一層の充実に図ります。
- ②総合的な介護予防の推進
  - 要支援・要介護状態になることを防止するため、介護予防を推進し、認知症高齢者の早期発見、予防給付の充実など予防重視型システムの構築を図ります。
- ③地域ケア体制の整備
  - 医療・介護・福祉などのサービスが総合的に提供されるよう、地域で支えあう体制づくりを推進します。

☆**地域包括支援センター※3**を中心に、総合相談支援や権利擁護など、地域で安心して暮らして行ける**包括的ケア**を推進します。

④介護保険事業の円滑な運営

○公平・公正な要介護認定事務を推進し、保険者機能の強化、サービス事業者等に対する苦情への適切な対応を図ります。

⑤自立を支える福祉サービスの提供

○社会的に支援を必要とする人の自立促進に向け、介護保険・地域支援事業対象外のサービスの充実を図ります。

⑥社会参加と交流の促進

○仲間づくりや世代間交流、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの地域活動の機会が得られるような環境づくりに努めます。

## まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
高齢者環境の 利便性についての満足度	21	6.4%	↗	↗

## ■関連計画

◆高砂市福祉計画及び高砂市介護保険事業計画【2009年度（平成21年度）～2011年度（平成23年度）】

### ※1 包括的ケア

高齢者が地域で暮らし続けるため、地域における様々な資源を活用し、生活を総合的に支えること。

### ※2 地域密着型サービス

認知症をはじめ、高齢者が住みなれた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点づくりを支援すること。

### ※3 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者がいつまでも健やかに、住みなれた地域で生活できることをめざして、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるために設置された機関。



▲高齢者大学運動会

## 6 生活困窮者支援

### ■ 現況と課題

- 世界的な景気後退を背景とした不況で、雇用環境の変化により未就労者や離職者が急増し、生活困窮者が増加しています。
- このような社会経済情勢のなかで、本市の生活保護の動向も増加傾向にあります。
- 国の経済対策や雇用対策が講じられているところですが、それぞれの生活困窮者のニーズに基づいた、きめ細かい支援体制の整備が必要となっています。

### ■ 施策の目標

社会保障制度、雇用対策の活用を促進し、自立意欲の向上と生活の安定を図ります。被保護者には生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活困窮者には関係機関・民生委員と生活保護相談員、就労指導員との連携のもと、相談・指導体制を充実します。

### ■ 施策の方向

- ①生活の安定
- ②相談・指導体制の充実

### ■ 計 画

- ①生活の安定
  - 生活困窮世帯には、社会福祉協議会や関係機関、民生委員などの協力により、経済的自立と生活意欲を促進し、生活の安定を図ります。
  - 被保護者には、関連する社会保障制度などを活用しつつ、被保護世帯の生活の安定を図ります。
- ②相談・指導体制の充実
  - ☆生活困窮者からの相談には、就労指導員や生活保護相談員を配置し、公共職業安定所や社会福祉協議会と連携しながら、相談・指導体制の充実に努めます。
  - 被保護者で稼働能力があるものには、就労指導員、生活保護相談員、民生委員や関係機関との連携により、就労意欲の助長や就労能力の向上、求職活動の指導援助など自立に向けての支援に努めます。

## まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
就労支援プログラムによる 就労人数	21	10人	↗	↗



# 1 健康増進

## ■ 現況と課題

- 本市では、市民が心豊かにいきいきと生活できるため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現するための取組みを進めています。
- 個人のライフスタイルや価値観、ニーズの変化と多様化に伴い、栄養の偏りや運動不足に起因する肥満、生活習慣病※1が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動などによる生活習慣の改善を図る必要があります。
- 特にメタボリックシンドローム※2に着目した特定健康診査・特定保健指導を行うことにより、該当者や予備群をよりの確に把握し、内臓脂肪型肥満の要因となっている生活習慣を改善する支援を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが重要となっています。
- 様々なストレスにより、心の健康に不安を抱えている人が増加しており、心の健康づくりへの取組みが重要となっています。
- 各年齢に応じた健康づくりについて、啓発と相談の充実を図る必要があります。
- 乳幼児健康診査において各月齢に必要な診察、発育状況を確認し、個々の相談を通して不安の解消ができるように努める必要があります。
- がん検診受診率の向上が課題となっています。
- 支えあう介護者の会や生活習慣改善グループ等に健康支援を継続する必要があります。

## ■ 施策の目標

市民の健康づくりや疾病予防のため、年齢に応じた予防接種の実施や健康増進についての啓発と相談の充実を図ります。健やかな生活が維持できるように、食育や生活習慣病予防対策を推進します。受けやすい健康診査・検診体制づくりに努め、市民一人ひとりのライフサイクルステージ※3にあわせた地域保健活動を充実します。

## ■ 施策の方向

- ①食育の推進
- ②運動習慣の定着
- ③こころにゆとりある生活の環境づくり
- ④喫煙防止の環境づくり
- ⑤適正飲酒教育の実施
- ⑥生涯自分の歯で噛む
- ⑦糖尿病等の生活習慣病予防
- ⑧すこやか親子事業の充実
- ⑨地域保健活動の充実

## ■ 計 画

### ①食育の推進

○健全な食生活の実践に向け、食育推進計画を策定し、食育推進に関するシステムを構築し、推進します。

### ②運動習慣の定着

○市民や地域が継続的に運動する体制と意識づくりを促します。

### ③こころにゆとりある生活の環境づくり

○ストレス対策やこころの休養等の情報提供に努め、こころの相談窓口及び健康づくりの啓発や体制の充実を図ります。

○自殺対策を効果的に実施するため、ライフサイクルステージの特徴をふまえ、相談体制の充実を図ります。

### ④喫煙防止の環境づくり

○地域や家庭等で喫煙防止教育を推進し、未成年の喫煙防止を行うとともに、副流煙の害等について啓発します。

### ⑤適正飲酒教育の実施

○飲酒の及ぼす効果、影響の情報提供に努め、アルコールに対する体質の自覚や、未成年や妊婦の飲酒による影響等、適正な飲酒教育を実施します。

### ⑥生涯自分の歯で噛む

○幼児期からのむし歯の減少を促すとともに、節目ごとの健診や相談体制を強化します。

### ⑦糖尿病等の生活習慣病予防

☆年1回の健康診査・検診で自分の健康状態の把握と受けやすい健康診査・検診体制づくり及び生活習慣病の予防対策を推進します。

### ⑧すこやか親子事業の充実

○妊娠中の各種サービス等の情報提供・健康診査の充実を図ります。

○育児不安の軽減と児童虐待発生予防を推進します。

○望ましい年齢に応じた予防接種を実施するとともに、接種率の向上に努めます。

### ⑨地域保健活動の充実

○市民一人ひとりのライフサイクルステージにあわせた健康づくりを、医師会、歯科医師会等との連携により支援するとともに、自主グループの健康づくりを支援します。

## まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
健康診査を受けている人の割合 (40歳以上)	21	66.2%	↗	↗

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
運動を継続している人の割合	21	38.2%	↗	↗

### ■関連計画

- ◆高砂市健康増進計画【2005年度（平成17年度）～2014年度（平成26年度）】  
基本理念：壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現
- ◆高砂市特定審査等実施計画【2008年度（平成20年度）～2012年度（平成24年度）】
- ◆（仮称）高砂市食育推進計画（策定予定）

#### ※1 生活習慣病

がん、脳血管疾患、心臓病、糖尿病、高血圧など、長年のよくない生活習慣の積み重ねによって発病する病気のこと。

#### ※2 メタボリックシンドローム

「内臓脂肪症候群」とも言われ、内臓に脂肪が蓄積し、高血圧、脂質異常、高血糖といった危険因子をあわせ持ち生活習慣病が起きやすい状態をいう。

#### ※3 ライフサイクルステージ

人間の一生をいくつかの段階に区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた各段階。

#### ▼1歳6箇月児健診





▼インフルエンザ予防



▼いきいき健康体操



## 2 地域医療

### ■ 現況と課題

- 医療技術の進歩や疾病構造の変化、医療ニーズの多様化や高度化、経営統合を含む近隣病院の動向など地域医療や市民病院を取り巻く環境が大きく変化するなか、より質の高い医療サービスの提供と地域においていつでも安心して医療サービスを受けることができる体制づくりが必要となっています。
- 2009年（平成21年）11月に県立加古川医療センターに救命救急センターが設置され、3次救急医療※1体制が整備されました。
- 医師会等の協力のもと、かかりつけ医の普及・促進など地域に密着した医療サービスの提供や医療機関相互の連携強化による救急医療体制のさらなる充実が重要になっています。
- 休日・夜間に係る小児1次救急医療は、在宅当番医制※2及び夜間急病センターで対応してきましたが、小児科医師の不足と医師の高齢化等により夜間急病センターについては、2008年（平成20年）4月からは午前0時までの診療となりました。これに伴い小児を抱える保護者や市民に対し、「かかりつけ医」をもつ大切さや、小児救急医療のかかり方、小児救急医療電話相談の活用など、さらに啓発していく必要があります。
- 1次・2次医療※3体制の確立、2次救急医療※4体制の整備及び医療機能を活用したネットワーク化の推進に向け、地域医療環境の整備が課題となっています。
- 高砂市民病院改革プランに基づき、自治体病院として果たすべき役割を明確にするとともに安定した経営基盤のもと、病院の基本理念である「希望のある医療」の実践に努めています。

### ■ 施策の目標

高砂市民病院改革プランを推進し、安定した経営基盤の構築とともに、地域医療機関との連携を強化し医療環境整備に努めます。

また、東播磨医療圏の地域完結型医療※5をめざすとともに、安心して医療が受けられる1次救急医療※6の充実をはじめ、東播磨地域の中核病院として求められる2次救急医療の整備、医療機関相互のネットワークづくりなど、広域的な観点からの救急医療体制の整備にも努めます。

### ■ 施策の方向

- ① 地域医療体制の充実
- ② 救急医療体制の整備・充実
- ③ 経営基盤の確立
- ④ 病院機能の充実
- ⑤ 東播磨医療圏内での役割分担の明確化

### ■ 計 画

- ① 地域医療体制の充実
  - ☆ 医師会や歯科医師会との連携のもと、かかりつけ医の普及・促進に努めます。

- 1次、2次医療の区分けにより、2次医療圏での機能分化を図ります。
- 在宅当番医制・病院群輪番制※7等を充実し、休日や夜間における医療体制の強化に努めます。
- ②救急医療体制の整備・充実
  - 医師会等の協力により、在宅当番医制における1次、2次救急医療体制の整備・充実を図るとともに、夜間急病センターなどの救急医療体制を広域的な観点から整備促進します。
  - ☆東播磨地域における2次救急医療、小児2次救急医療の体制整備の充実を図ります。
- ③経営基盤の確立
  - 持続可能な病院経営を行うため、経営の効率化を図ります。
- ④病院機能の充実
  - 診療科、医療従事者の確保及び医療機器の充実を図ります。
  - 健診・人間ドック、脳ドック等により、疾病予防を推進します。
  - 国が指定する4疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病）への対応を図ります。
- ⑤東播磨医療圏内での役割分担の明確化
  - ☆地域完結型医療の推進と医療機能を活用したネットワークの構築に努めます。

## まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
かかりつけ医のいる人の割合	22	62.8% (東播磨圏域)	↗	↗

資料：兵庫県民アンケート「美しい兵庫指標」

## ■関連計画

### ◆高砂市民病院改革プラン【2008年度（平成20年度）～2015年度（平成27年度）】

基本理念：希望のある医療

#### ※1 3次救急医療

重症及び複数の診療科領域におけるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる医療。

#### ※2 在宅当番医制

休日に当番制により比較的軽症の救急患者を診療する体制。

#### ※3 1次医療

日常的な疾病を対象とする風邪や腹痛など外来医療を担当する医療。

#### ※3 2次医療

比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療を担当する医療。

#### ※4 2次救急医療

入院治療を必要とする重症救急患者を担当する医療。

#### ※5 地域完結型医療

地域を一つの病院として考え、患者に適切なサービスを提供する医療。

#### ※6 1次救急医療

外来診療によって救急患者を担当する医療。

#### ※7 病院群輪番制

地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により休日・夜間における重症救急患者の入院治療をする体制。

### 3 福祉医療

#### ■ 現況と課題

- 福祉医療費制度は、高齢者、乳幼児等、障がい者、母子家庭等を対象に保険診療を受けた場合の自己負担額の一部を県及び市の公費により助成し、受給者の負担の軽減を図る制度であり、所得制限を設けたうえで、医療費の助成が必要な人を対象者として、保健の向上及び福祉の増進を図っています。
- 本市では、市単独事業として所得制限額の拡大や対象者の拡充により、さらなる助成を行っていますが、県公費負担の見直しや医療費の増高により、財政状況に大きな影響が生じることから、福祉医療制度全体のなかで負担のあり方を検討し住民サービスの低下をきたさないよう、十分に配慮し見直しを行っています。
- この制度を将来にわたり持続的で安定した制度として維持していくためには、常に制度を取り巻く環境の変化に対応した見直しを行う必要があります。高齢化、少子化対策あるいは医療制度改革等、国・県の動向も見極めながらの検討が必要となっています。

#### ■ 施策の目標

健康の保持と適切な医療の確保を図るため、高齢者、乳幼児等、障がい者、母子家庭等に対して、各種医療費助成を実施することにより、経済的支援を行い、保健の向上及び福祉の増進を図ります。

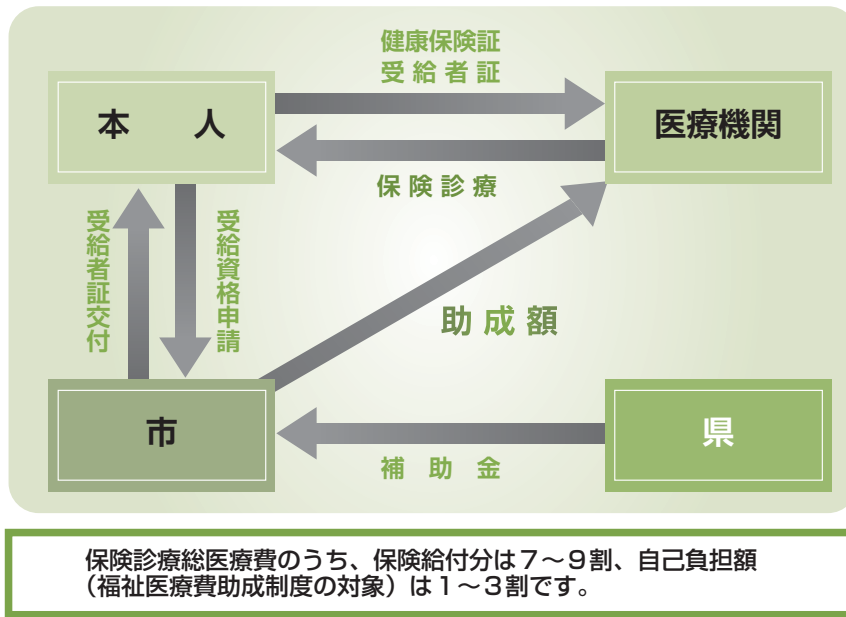
#### ■ 施策の方向

- ①医療費助成の安定化
- ②経済的支援の推進

#### ■ 計 画

- ①医療費助成の安定化
  - ☆社会情勢の変化などをふまえた公費負担の適正化を図ります。
    - 医療制度をはじめ、他の公的助成制度との均衡と整合性の確保に努めます。
- ②経済的支援の推進
  - ☆医療制度を取り巻く環境や経済情勢の変化に柔軟に対応し、医療費の助成が必要な人に経済的支援を行い、負担の軽減を図ります。

▼福祉医療費助成制度のしくみ

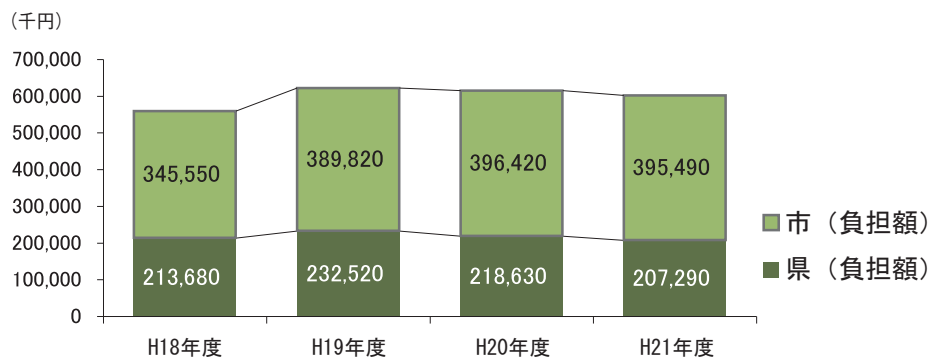


▼福祉医療費受給者数

単位：人

年度	老人医療	重度障害者医療	乳幼児医療	母子家庭等医療	高齢重度障害者特別医療	受給者総数
平成18年度	3,800	932	5,281	2,503	806	13,322
平成19年度	3,852	942	7,121	2,537	832	15,284
平成20年度	3,913	1,010	7,350	2,551	809	15,633
平成21年度	2,832	1,073	7,509	2,354	814	14,582

▼福祉医療費助成額



## 1 国民健康保険

### ■ 現況と課題

- 国民健康保険制度は、相互扶助の精神に則り、市町村住民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度です。
- 急速な少子高齢化の進展、経済の低迷などの社会経済情勢を受けて、低所得者層や財政的に不安定な小規模保険者の増加など、国民健康保険事業を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあります。
- このような状況のなか、75歳以上の人を対象にその心身の特性や生活実態などをふまえ、高齢者にふさわしい医療が受けられるよう、2008年（平成20年）4月から後期高齢者医療制度が創設されました。
- 国では将来的に被用者保険と国民健康保険を統合し、地域保険として一元的運用を図ることによる適正な事業運営の推進が課題となっています。

### ■ 施策の目標

国民健康保険制度の理解を深めるため、積極的な広報、啓発に努めます。制度の健全な運営のため、医療費の適正化や保険料の収納率の向上に努めるなど事業の安定化を図ります。

### ■ 施策の方向

- ① 制度の普及・啓発
- ② 保険料収納率の向上

### ■ 計 画

- ① 制度の普及・啓発
  - ホームページや広報誌、啓発用パンフレットなどの活用により、制度に関する知識の普及、啓発に努めます。
- ② 保険料収納率の向上
  - 徴収体制の整備と充実を図ります。
  - ☆ 負担の公平・公正の観点から、収納率の向上を図ります。

### まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
国民健康保険料収納率	21	87.4%	↗	↗

## 2 国民年金

### ■ 現況と課題

- 国民年金は、すべての国民を対象として、老齢、障がい又は死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする制度です。
- 国民年金の適用対象者を的確に把握し、受給権確保を促進するため、加古川年金事務所との連携がより一層必要となっています。
- 加入の促進と制度の周知を徹底するために、広報誌やホームページの内容の充実を図っていくことが必要となっています。
- 年金記録については、記録の統合や相談業務の充実を図る必要があります。
- 新たな年金制度の構築にあわせて、旧制度から新制度への移行等、年金制度の趣旨を正しく周知し、理解を得ることが重要な課題となっています。

### ■ 施策の目標

国民年金被保険者については、適用対象者を的確に把握し、受給権確保を図ることが重要であり、加古川年金事務所と連携を図ります。

また、加入促進や制度周知のため、広報を充実し、知識の普及、啓発に努めます。

### ■ 施策の方向

- ① 国民年金適用対策
- ② 制度の普及・啓発

### ■ 計 画

- ① 国民年金適用対策
  - ☆ 国民年金被保険者の適用対象者を的確に把握し、将来の受給権の確保を図るため適用勧奨を実施し、早期適用に努めます。
- ② 制度の普及・啓発
  - 国民年金への加入促進や年金権の確保を図るため、広報誌などの活用により、制度に関する知識の普及、啓発に努めます。

### まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
国民年金適用対象者収納率	21	58.2%	↗	↗

資料：国民年金事業統計